

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制が開始されることに伴う「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の改正骨子案について

【改正の理由】

- 令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が改正され、盛土規制が抜本的に見直された。
改正後の名称「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）
※規制区域の設定等の準備期間として、経過措置が設けられ、施行から2年（改正後の法律に基づく規制区域の公示があったときは、その前日まで）の間は、改正前の規定が適用
- 「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」（以下「県太陽光条例」という。）では、「土地造成の認定基準」において「宅地造成等規制法」を引用していることから、「盛土規制法」の規制開始に伴い、必要な改正を行うもの。

条例の改正の概要

- ▶ 県太陽光条例の「土地造成の認定基準」について、
盛土規制法の「特定盛土等規制区域において行われる許可対象工事等」に関する事項追加

改正前

宅地造成工事規制区域の許可対象工事である場合は、法律に基づき許可されていること又は許可される見込みであること。

-

一定の規模以上の土地の造成（**宅地造成工事規制区域の許可対象工事を除く**）を行う場合は、政令で定める技術的基準を満たすこと

改正後

宅地造成等工事規制区域の許可対象工事である場合は、法律に基づき許可されていること又は許可される見込みであること。

特定盛土等規制区域の許可対象工事である場合は、法律に基づき許可されていること又は許可される見込みであること。

一定の規模以上の土地の造成（**宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の許可対象工事を除く**）を行う場合は、政令で定める技術的基準を満たすこと

- ▶ 施行日以降に条例手続を開始する事業に適用